

住宅に係る補助金について

豊丘村では、定住を目的として新築住宅や中古住宅を取得した場合に、以下の費用を助成します。

対象となる方は、以下の2点を満たしている方です。

- ①世帯全員に、市区町村税の滞納がない方。
- ②自治組織（区、自治会及び隣組）にそれぞれ加入し、地域の行事に積極的に参加していただける方。

豊丘村の補助金

①土地取得

新築を建てるために豊丘村に土地を取得した場合に助成する補助金

＜総務課企画財政係＞

②新築

豊丘村内に住宅を新築した場合に助成する補助金

＜総務課企画財政係＞

③中古

豊丘村内の中古住宅を取得した場合に助成する補助金

＜総務課企画財政係＞

④増改築リフォーム

豊丘村の住宅を多世代居住のために増改築リフォームした場合に助成する補助金

＜総務課企画財政係＞

⑤若い世代

豊丘村内に住宅を新築、増改築リフォームをした、49歳以下の方に助成する補助金

＜総務課企画財政係＞

⑥太陽光

豊丘村内の住宅に太陽光発電システムを設置した場合に助成する補助金

＜環境課環境係＞

①土地取得

■助成金額

土地取得額の1／3（ただし、上限60万円）

■申請条件

- ①取得する住宅用地の面積が150m²以上あること。
- ②住宅用地取得前後、2年以内に住宅の建築に着手すること。
- ③所有権移転登記が完了していること。

万円

②新築

■助成金額

建築工事費の1／10（ただし、上限60万円）※山間地区のみ上限80万円

■申請条件

- ①独立して生活できる住宅（台所、便所、浴室、居室がある住宅）を新築した場合
- ②延べ床面積が50m²以上280m²未満であること。
- ③併用住宅は、居住部分が1／2以上であること。
- ④住宅が完成したとき（完成したことが登記簿で確認できること）

※親族から購入する場合を除く

万円

③中古

■助成金額

土地・・・土地取得額の1／3（ただし、上限60万円）

建物・・・中古住宅取得額の1／2（ただし、上限60万円）※山間地区のみ上限80万円

万円

■申請条件

- ①建築1年以上経過した、過去に居住のために使われていた住宅であること
- ※親族から購入する場合を除く

④増改築リフォーム

■助成金額

建築工事費の1／10（ただし、上限30万円）※山間地区のみ上限40万円

■申請条件

- ①以下のいずれかに該当する世帯であること。
 - ★申請者またはその配偶者の親等（子、祖父母を含む）と申請日時点で同居しており、3年以上同居を継続する見込みがある世帯
 - ★申請者またはその配偶者の親※と、工事完了日から1年以内に新たに同居を始め、3年以上継続する見込みがある世帯
- ②増築の場合・・・10m²以上の居室1部屋以上の増床となるもの
- ③改築リフォームの場合・・・住宅機能向上のために行う補修、改造、設備改善のための工事※であること
- ④併用住宅の場合・・・増改築リフォームした部分の居住部分が1／2以上であること。
- ⑤対象の増改築リフォーム工事に関して、豊丘村の他の補助や助成を受けていないこと

※ 外構工事、物置・車庫の設置等に係る経費は対象外

万円

⑤若い世代

■助成金額

・基本補助・・・30万円（増改築リフォームの場合15万円）

・加算補助・・・最大40万円

（1）取得者に15歳以下の子ども（妊娠中含む）がいる・・・+10万円

（2）取得者または配偶者の親と同居・・・+20万円

（3）取得者または配偶者の親が村内に居住・・・+10万円

（4）村外からの転入者※・・・+10万円

※ 転入日の前1年間は豊丘村外に住んでおり、住宅取得日の前後1年内に転入した者

万円

■申請条件

- ①夫婦どちらかが49歳以下、または49歳以下のひとり親世帯や単身者が住宅を取得していること

⑥太陽光

■助成金額

システムの出力1kW当たり4万円（上限20万円）

■申請条件

住宅等の屋根に太陽光発電システムを設置された方

万円

その他の補助金

(1) すまい給付金
⇒すまい給付金事務局 ☎ 0570-064-186

国



(2) 次世代住宅ポイント制度
⇒次世代住宅ポイント事務局 ☎ 0570-001-339
(IP電話等からのお問合せ) ☎ 042-303-1553

国



(3) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助金
⇒環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 ☎ 03-5521-8355

国



(4) 環境配慮型住宅助成金（新築タイプ・リフォームタイプ）
⇒長野県庁 建築部建築住宅課 ☎ 026-235-7339

県



税金について

住宅取得に関する税金について、下記のような減税制度や措置があります。

(1) 固定資産税軽減措置
⇒豊丘村役場税務会計課税務係
☎ 0265-35-9051



(2) 住宅ローン減税
⇒詳細 国税庁HP
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html
◆相談窓口 飯田税務署 ☎ 0265-22-1165



(3) 贈与税非課税措置
⇒詳細 国税庁HP
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html
◆相談窓口 飯田税務署 ☎ 0265-22-1165



(4) 登録免許税減税
⇒詳細 国税庁HP
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html
◆相談窓口 飯田税務署 ☎ 0265-22-1165

必要書類

①土地取得

役場・HPで入手できる書類

- ①住宅用地取得助成金交付申請書（様式第1号）
- ②住宅建築確認書（建築工事届の写しが用意できない場合）（様式第2号）
- ③自治組織加入誓約書（様式第3号）
- ④課税・納税状況等に関する公簿等の閲覧同意書（様式第7号）（※豊丘村に課税権がある場合）
- ⑨住宅用地取得助成金 住宅新築等助成金 請求書

申請者ご自身でご用意いただく書類

- (ア) 土地売買契約書（写し）
- (イ) 建築工事届（写し）※用意できない場合上記②の書類を代わりに提出
- (ウ) 土地代金領収書（写し） または 口座振替通知依頼書（写し）
- (エ) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (オ) 世帯員全ての納税証明書（直近過去3年分）（※豊丘村役場で取れる場合は上記④の書類で可）
- (カ) 他の補助金、助成金をもらった場合、その金額がわかるもの
- (キ) （申請者負担で造成工事をした場合）土地造成工事領収書・設計図・工事写真

②新築

役場・HPで入手できる書類

- ③自治組織加入誓約書（様式第3号）※土地申請時に提出済みの場合は不要
- ④課税・納税状況等に関する公簿等の閲覧同意書（様式第7号）※土地申請時に提出済みの場合は不要
- ⑤住宅新築等助成金交付申請書（様式第4号）
- ⑨住宅用地取得助成金 住宅新築等助成金 請求書

申請者ご自身でご用意いただく書類

- (ク) 建築工事請負（売買）契約書（写し）
- (ケ) 建物工事（売買）代金領収書（写し）
- (コ) 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (サ) 建物平面図
- (シ) 工事写真（着工前・工事中・完成後それぞれ1枚ずつ）
- (ス) 世帯全員の住民票の写し
- (セ) 世帯員全ての納税証明書（直近過去3年分）※土地申請時に提出済みの場合は不要
- (ソ) 他の補助金、助成金をもらった場合、その金額がわかるもの

③中古

役場・HPで入手できる書類

- ①住宅用地取得助成金交付申請書（様式第1号）
- ③自治組織加入誓約書（様式第3号）
- ④課税・納税状況等に関する公簿等の閲覧同意書（様式第7号）（※豊丘村で納税証明書が取れる場合）
- ⑤住宅新築等助成金交付申請書（様式第4号）
- ⑨住宅用地取得助成金 住宅新築等助成金 請求書

申請者ご自身でご用意いただく書類

- (タ)土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (チ)建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (ツ)建物平面図
- (テ)建物写真
- (ト)世帯全員の住民票
- (ナ)世帯員全ての納税証明書（直近過去3年分）（豊丘村役場で取れる場合は上記④の写真を提出）
- (ニ)他の補助金・助成金をもらった場合、その金額がわかるもの

④増改築リフォーム

役場・HPで入手できる書類

- ③自治組織加入誓約書（様式第3号）
- ④課税・納税状況等に関する公簿等の閲覧同意書（様式第7号）（※豊丘村で納税証明書が取れる場合）
- ⑤住宅新築等助成金交付申請書（様式第4号）
- ⑨住宅用地取得助成金 住宅新築等助成金 請求書

申請者ご自身でご用意いただく書類

- (ヌ)工事請負契約書（写し）
- (ネ)工事代金領収書（写し）
- (ノ)増改築部分がわかる工事前後の平面図（写し）
- (ハ)工事写真（着工前・工事中・完成後それぞれ1枚ずつ）
- (ヒ)世帯全員の住民票の写し
- (フ)世帯員全ての納税証明書（直近過去3年分）（※豊丘村役場で取れる場合は上記④の書類を提出）
- (ヘ)他の補助金・助成金をもらった場合、その金額がわかるもの

⑤若い世代

役場・HPで入手できる書類

- ⑥豊丘村若い世代の住宅取得補助金交付申請書（様式第1号（第6条関係））
- ⑦誓約書（様式第2号（第6条関係））
- ⑧課税・納税状況等に関する公簿等の閲覧同意書（様式第7号）（※豊丘村で納税証明書が取れる場合）
- ⑩豊丘村若い世代の住宅取得補助金交付請求書

申請者ご自身でご用意いただく書類

- (ク)建築工事請負（売買）契約書（写し）※新築申請時に提出済みの場合は不要
- (コ)建物の登記事項証明書（全部事項証明書）※新築申請時に提出済みの場合は不要
- (ス)世帯全員の住民票の写し ※新築申請時に提出済みの場合は不要
- (セ)世帯員全ての納税証明書（直近過去3年分）※新築申請時に提出済みの場合は不要

加算補助（1）にてこれから子どもが産まれる場合

- (ホ)母子健康手帳の写し（申請者と配偶者の名前が書かれている部分）

加算補助（2）にて申請者と親の世帯が別の場合・加算補助（3）の場合

- (マ)親世帯全員分の住民票の写し
- (ミ)親子関係にあることがわかる戸籍の全部事項証明書
- (ム)親世帯全ての納税証明書（直近過去3年分）（※豊丘村役場で取れる場合は上記④の書類を提出）

加算補助（4）の場合

- (メ)転入者の戸籍の附票の謄本

住宅取得助成金Q & A

Q 1 いつまでに申請すればいいの？

A 土地であれば土地の、建物であれば建物の登記が終わってから3年内に申請ください。

Q 2 土地と家と若い世代は同時に申請できるの？

A できます。また、土地と家別々に申請することも可能です。

Q 3 土地や家を取得する前に提出しないといけない書類はある？

A ありません。申請ができるのは土地、家を取得し終わってからとなります。
※ただし、家を取得した場合、着工前と工事中の写真が必要になるので、あらかじめ撮っておくようにしてください。

Q 4 建築業者の指定はある？

A ありません。

Q 5 産業建設課の『リフォーム助成金』と、この助成金の『増改築リフォーム』とは何が違うの？
また、併用はできるの？

A 主に、対象となる工事、補助額が下記のとおり大きく異なります。
併用はできません。

	定住促進における『増改築リフォーム』	産業建設課『リフォーム助成金』
対象となる工事	多世代居住を目的とした、住宅機能向上のための工事	年度内に事業完了する、1件10万円以上の工事
助成金について	現金交付（口座支払）	だんQペリマッチ商品券にて交付
補助額	工事費の10分の1（上限30万円）	工事費の10分の1（上限5万円分）
対象業者	指定なし	事業登録業者に限る
申請時期	登記から3年内に申請	事前申請 工事着工前に見積りと一緒に申請ください。

【MEMO】